

仙台商工会議所 ウェブページバナー広告 掲載基準

1 この基準は、仙台商工会議所ウェブページ（トップページ）バナー広告掲載取扱規程第2条に規定する「広告の種類及び範囲」の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、仙台 CCI が掲載可否の判断を行うものとする。

【 業種・事業所の制限 】

2 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」並びにこれらに類似する業種や事業者

(2) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和35年法律第145号)に抵触する事業者や法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(3) 上記の規制対象以外で、社会問題となっている業種や事業者

(4) 消費者金融取引や商品先物取引またはこれらに類するもの

(5) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

(6) たばこに係るもの

(7) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く。）

(8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(9) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中のもの

(10) 各種法令に違反しているもの

(11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(12) 前各号のほか、掲載広告として適当でないと仙台 CCI が認めるもの

【 内容の制限 】

3 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1) 仙台 CCI ウェブページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの

(3) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシーを侵害する恐れのあるもの

(4) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの

(5) 他を誹謗、中傷または排斥するもの

(6) 利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの

(7) 社会的に適切でないもの

(8) 国内世論が大きく分かれているもの

- (9) 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
- (10) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (11) 青少年の健全育成に反するもの
- (12) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (13) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
- (14) 前各号のほか、掲載広告として適当でないと仙台 CCI が認めるもの

附則 本規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。